

持続可能な農業を目指して、生産者がやる気になる新たな制度設計を求める意見書

今年の夏は「令和の米騒動」とやゆされた米不足が起こり、新米が流通し始めても高値傾向が続いている。青果物も高値傾向であり、「農家はもうかっている」と思われがちだが、売上げは伸びたにも関わらず、収支は昨年よりマイナスの生産者が多いのが実情である。

野菜の基準価格は農林水産省が認可した中央卸売市場が「せり・入札・相対（あいたい）」という取引を行い決定しており、バブルが崩壊した 1990 年代より現在に至るまで、大半の農産物の価格は大きく変化していない。一方で、自動車の購入価格が 1990 年代より 2 倍以上に上昇している車種もある。自動車とは諸条件が異なるとはいえ、農産物を生産するために必要不可欠なビニールハウス、トラクターなども鋼材や石油化学製品の資材（農業用ビニール、出荷袋、農薬）を多く使用しており、雇用による人件費も高騰するなど、生産における必要経費は増加している。したがって、30 年前と同じ出荷量で同じ収益を得ようとすれば、農産物の価格も 1.5～2 倍にならないといけないと言える。

農家の年収について、ある調査会社のデータによると、300～650 万円とあり、平均 450 万円になり、これは日本の労働者の平均年収と同じになるが、就労時間・労働環境を考慮するとかなり低いと言える。

このような状況を鑑みると、日本の農業を取り巻く状況は地域差もあるが非常に厳しく、農産物の合理的な価格形成、多様な人材の確保・育成が持続可能な農業には必要不可欠である。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、以下の事項を要望する。

1. 短期的には農林水産省の規定する農業地域類型に対応した制度をそれぞれ検討の上、資機材の高騰などの理由から経営規模拡大ができない生産者への高い補助率での補助金交付など、持続可能な農業を構築すること。
1. 長期的には個人事業主・法人に関わらず、「やる気と魅力」を感じ、経済的にも第二次・第三次産業と同等の収入を得られ、国内農業が持続可能な産業となるよう抜本的な改革と新しい施策を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 13 日

貝 塚 市 議 会